# 平成30年度 第3回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時:平成30年10月10日(水) 18時35分~20時30分

場 所:野幌公民館 研修室3·4号

出席委員:10名

小内純子(会長)、赤川和子、五十嵐拓也、伊藤留美子、内海信雄、

塩山慎一、高橋さおり、堤健太郎、西脇文子、野田公一

欠席委員:2名

髙橋安雄(副会長)、林博行

事 務 局:5名

高橋生活環境部長、湯藤生活環境部次長、

松井市民生活課市民協働担当参事、橋本市民生活課市民協働担当主査、大西市民生活課市民協働担当主任

傍 聴 者:1名

次 第:1 開会

- 2 議事
  - (1) 江別市男女共同参画基本計画の推進状況【平成29年度】(年 次報告書) について
  - (2) 江別市男女共同参画基本計画に関する企業意識調査について
  - (3) 江別市男女共同参画基本計画の中間見直し(素案) について
- 3 その他
  - (1) 江別市男女共同参画セミナーについて
  - (2) その他
- 4 閉会

## 小内会長

ただいまより、平成30年度第3回江別市男女共同参画審議会を開会いたします。

それでは、次第にしたがって、議題(1)の江別市男女共同参画基本計画の推進状況(平成29年度)についてですが、こちらは、江別市男女共同参画を推進するための条例に基づきまして、後日、公表されることとなりますのでよろしくお願いいたします。

進め方ですが、目次に沿って1計画の概要、2計画の推進状況、3施策関連事業実施状況の順番で、事務局から説明していただきますが、分量が多いので、途中で一度区切って確認していきたいと思います。

それでは、1計画の概要から、2計画の推進状況の基本方針3までについて、 事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

事前に送付しております、資料1江別市男女共同参画基本計画の推進状況【平成29年度】と書かれた冊子をご用意ください。

この資料は、平成26年度からの男女共同参画基本計画に基づく様々な取り組みの推進状況についての報告書となっていて、前回平成28年度版と同様の構成となっています。

では、表紙をめくっていただいて、裏面の目次をご覧ください。大きく、3つの項目に分けて構成しております。

1つ目は1ページから4ページまでの計画の概要、2つ目は5ページから22ページまでの計画の推進状況(平成29年度)、3つ目は23ページ以降に掲載しております、庁内の各部署から関連事業を取りまとめた施策関連事業実施状況という構成になっております。

それでは、1ページをご覧願います。

1 江別市男女共同参画基本計画の概要についてですが、これ以降につきましては、主な内容についてご説明いたします。

1については昨年度から変更はありませんが、第1章では計画の趣旨と概要について、次に、2ページと3ページの第2章では7つの基本方針について、次に、4ページの第3章では2つの重点項目や数値目標、第4章では推進体制を5つに分けて記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

2の江別市男女共同参画基本計画の推進状況について、江別市の現状としまして(1)に江別市の人口と世帯数の推移を掲載しております。図1が5歳階級別人口、表1が人口と世帯数の推移となっております。

次に6ページをお開きください。

(2) の男女共同参画基本計画の推進状況につきましては、一番上の説明文にありますとおり、7つの基本方針ごとに、今年の5月に実施した市民アンケートの結果や国の男女共同参画白書などをベースに、本市の現状や国の状況を掲載しております。

ここでは、主に市民アンケートで得られた結果を中心に説明してまいります。 基本方針1の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進についてですが、3段落目、男女の平等感に関する意識調査では、学校教育の場で平等であるとの回答が60.9%であったことに加え、家庭生活においても平等であるとの回答が半数を超えました。

その下の4段落目では、女性活躍推進法の施行について、一番下の段落では、 性的指向や性同一性障害などによる不平等や偏見をなくすための取組を進める 必要性について、記載しております。

次に、下の表 2 にあります男女共同参画に関する事項についての認知度ですが、いずれの項目についても、計画策定時と比較し、多少の増減があるものの、 大きな改善には至っておりません。

次に8ページをお開きください。

図3から5として、家庭、地域社会、職場における男女の平等感意識調査を掲載しております。こちらは、いずれも本計画の数値目標の指標としている項目です。平成29年度において、平等だとお答えいただいた割合は、順に50.4%、47.6%、35.0%となっており、計画策定時や平成28年度の回答に比べ、いずれも上昇しております。

次に、9ページご覧ください。

基本方針2の政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした 政策の推進についてですが、中段の図6に、女性の社会参画の促進に係る意識調 査を掲載しております。あなたは、女性の社会進出が促進されていると思います かとの問いに対し、十分されている、どちらかといえばされているを合わせた回 答は、平成29年度は51.3%でした。

次に10ページをお開きください。

一番上の図7にありますとおり、平成29年度の審議会の女性登用率は、25.4%となっており、その下の図8では、女性委員が4割以上の審議会の割合は31.4%となっております。審議会の女性登用率につきましては、平成28年度と比較して0.7ポイント減少し、条例で規定している4割には至っておりません。

また、その下の図9のグラフのうち、下の2つは市職員の女性管理職の状況で、 平成29年度は右側のグラフであり、4.2%となっております。

次に、11ページをご覧ください。

基本方針3の就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進についてですが、1段落目では、日本では、現在も、結婚、出産、子育て期に就業が中断するいわゆるM字カーブを描いていますが、以前に比べて浅くなっていることを記載しております。その他、雇用の状況、農業分野の状況などを記載しております。

12ページをお開きください。

図11は女性の年齢別階級別労働力率の推移を示しており、M字の底は浅くなってきていることが分かります。

図12は、非正規雇用者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が正規 の職員・従業員の仕事がないからとする者の人数及び割合を示しております。非 正規雇用者のうち、不本意に非正規雇用形態に就いている者の人数は、平成29 年には女性139万人、男性134万人で、女性の方がやや多い状況です。

職場における平等感意識調査を、14ページの図15に再掲載しております が、平等であると回答した方が35.0%に対し、男性の方が優遇されている、 どちらかといえば優遇されていると回答した方が、11.5%と29.2%を合 わせて、40.7%と、平等であると回答した割合よりも高くなっております。

基本方針3の説明は以上です。ここで一度ご確認願います。

小内会長

以上、前半部分を説明していただきましたけれども、何かご意見があればお願 いしたいと思います。これまでに何回か見たグラフだったり表現だったりすると 思いますけれども、特にございませんでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

それでは、また最後に全体を通じて伺いますので、基本方針4以降について、 ご説明をお願いいたします。

事務局

15ページをご覧ください。

基本方針4の子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進について ですが、一番下の図16では、男性は仕事、女性は家事・育児という考え方につ いて、賛成、どちらかといえば賛成と答えた方は、合わせて32.4%で、平成 24年度の45.4%と比較して減少したものの、依然として、固定的な役割分 担意識が根強く残っていることがうかがえます。男女別の結果を見ると、男性側 で、男性は仕事、女性は家事・育児という意識が強いことが分かります。

17ページをお開きください。

基本方針5のあらゆる暴力根絶の取組についてですが、3行目に記載のとお り、全国的には、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあ ります。

図19は、身体的・精神的・性的暴力を経験したり見聞きしたことのある人数、 図20は、性的いやがらせ(セクハラ)を経験したり、見聞きしたことのある人 数を示しています。

18ページの図21は、DVやセクハラを受けた人の相談先です。行政の相談 機関に相談した方の数よりも、家族や友人に相談した方、誰にも相談しなかった 方の数が非常に多いことから、相談機関の公表する相談件数として表れてきてい ないものが多いということが想定されます。

相談しなかったと回答した方の中で、相談しなかった理由は、4相談しても無 駄だと思ったから、6自分さえ我慢すれば、何とかなると思ったからとの回答が 多かったです。

一番下の表8に、市の家庭児童相談員兼母子・父子自立支援員が対応したDV 相談の件数を記載しております。年度によってばらつきはありますが、平成29 年度は、13件対応しました。

19ページをご覧ください。

基本方針6の生涯にわたる男女の健康支援についてですが、図23・24では、 子宮頸がんや乳がんの受診者数等を掲載しております。がんは、検診の受診率を 高め、早期発見につなげることが重要ですが、図にありますとおり、平成29年 度の保健センターでの受診率はいずれも約20%で推移しております。

ここで、前回の審議会において、西脇委員からいただきました、子宮頸がん検診、乳がん検診についてのご質問に、お答えいたします。

前回の審議会では、農家の方が厚生病院で検診を受診した場合に、保健センターが算出している受診者数に含まれるのか、というものでした。こちらの受診者数は、市からの助成を受けて、市と契約する医療機関や検診機関で受診された方の数となります。農家の方は、JAでとりまとめて厚生病院で受診される場合が多いと聞いております。厚生病院は、市と契約している医療機関ですので、市の助成対象となる年、つまり偶数年か奇数年かの生まれで、市の助成を受けて受診されていましたら、含まれております。

20ページをお開きください。

基本方針7の男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備についてですが、ここでは、江別市の女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移を表9・図25に掲載しております。ここにありますとおり、近年、江別市の女性消防団員数は微増しており、平成29年度は24名となっております。

続いて21ページをご覧ください。

数値目標の達成状況についてですが、前回の審議会で、推移を詳しく説明いたしましたので、今回は簡単に説明いたします。4つの項目のうち、2つ目の家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合と4つ目の男女共同参画が必要だと思う人の割合の2項目が、数値目標を達成いたしました。

次に、23ページからは、平成29年度の施策関連事業実施状況について掲載 しております。

こちらの内容につきましては、前回の審議会にて、過去4年間の実施状況一覧の中で、既にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

小内会長

ただいま、基本方針4以降について、説明していただきました。それを受けて、 質問などがあればお願いいたします。

各委員

(なし)

小内会長

特にないようでしたら、全体を通じて、気になる点などがありましたらお願いいたします。

# 各委員

(なし)

#### 小内会長

特にありませんでしょうか。それではこれでご承知いただいたということで、 第1の議案は終わりにしたいと思います。

それでは、次に、2の男女共同参画に関する企業意識調査の結果についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

続きまして、資料2の男女共同参画に関する企業意識調査結果について、ご説明いたします。

この資料は、8月に行いました、企業意識調査をまとめたもので、まだ集計したばかりの速報値です。この後、体裁を整えるなどして、報告書としてまとめる予定でおります。

- 1ページ目は、今回の調査の概要を記載しております。
- 1の目的は、記載のとおりです。
- 2の調査方法ですが、商工会議所にご協力をいただき、商工会議所の登録会員 に対して送付いたしました。
- 3の調査項目は、記載のとおりです。4の回収結果ですが、対象事業所数は8 25事業所で、その内、回収数は219事業所、回収率は26.5%でした。

調査結果について、ポイントとなるところを中心にご説明いたします。

2ページをご覧ください。

問1は、回答いただいた事業所の業種です。

問2は、事業所の人数についてですが、事業主・役員、管理職、正規従業員はいずれも男性が多く、パートやアルバイトなどは女性の方が多くなっております。

4ページをご覧ください。

Ⅱ女性従業員の働く環境のうち、問4貴事業所の現状についてですが、②賃金、 ③人事考課・評価など、ほとんどの項目で男女が平等と回答した事業所が多かったですが、①募集や採用については、男女が平等と回答した事業所は半数を下回りました。

6ページをご覧ください。

問5の女性従業員が男性従業員と同じ職務を遂行するうえでの課題や障害についてですが、家事・子育て・介護など、家庭生活を考慮しなければならないが28.9%と一番高く、続いて、体力を要する仕事で女性には無理である19.3%などとなっております。

問6の女性従業員が働く環境については、②女性用のトイレ・休憩室・更衣室などの設備を充実させるということを実施していると回答した事業所は35. 2%と、比較的高くなっております。一方で、すべての項目において、予定なしとの回答が最も高くなっております。

8ページをご覧ください。

問7の結婚・出産・育児・介護などで退職した女性従業員が、その後再就職を希望した場合の再就職雇用についてですが、現在再就職雇用制度はなく、今後の制度化も未定であるとの回答が47.9%と最も高くなっておりますが、再就職雇用の制度を設けており、就業規則や労働契約・内規などで独自に定めているとの回答が11.4%、再就職雇用の制度を設けているが、慣習として行っており、明文化されていないとの回答が12.8%など、再就職雇用制度を設けている事業所も一定程度あります。

10ページをご覧ください。

Ⅲ 育児・介護休業制度のうち、問10の育児休業制度・介護休業制度についてですが、①就業規則や労働契約、内規などに明文化しているかとの問いに対し、両方とも明文化しているが42.5%、両方とも明文化していないが37.0%でした。④過去2年の間での子どもが生まれた従業員数などを尋ねたところ、子どもが生まれた男性従業員数110人に対し、育児休業を取得又は開始の申し出をしている従業員数は5人、子どもが生まれた女性従業員数45人に対し、育児休業を取得又は開始の申し出をしている従業員数は40人となっております。

11ページをご覧ください。

問11の育児や介護を行う従業員を支援するために設けている制度についてですが、短時間勤務労働が24.4%、所定外労働の免除が14.3%などとなっている一方、特に設けていないが38.3%でした。

問13の育児・介護休業制度の活用を進めていくうえでの課題についてですが、休業期間中の代行要員の確保及び費用が35.9%で最も高く、続いて、休業者の周囲の従業員に対する業務負担の増大が30.7%となっております。

12ページをご覧ください。

IVワーク・ライフ・バランスのうち、問14のワーク・ライフ・バランスを知っているかについてですが、よく理解しているが13.7%、だいたい理解しているが27.9%に対し、聞いたことはあるが内容はよく知らないが26.0%、知らないが23.7%となっております。

問15のワーク・ライフ・バランスを推進するために取り組んでいることについてですが、短時間勤務制度、所定外労働の免除、始業・終業時刻の繰上げ、繰下げを挙げた事業所が多くなっております。

13ページをご覧ください。

Vハラスメントについてのうち、問16のハラスメント防止に向けての取組についてですが、指針を定めているか、社員教育等を行っているかなど、13ページに掲載した項目ではいずれも予定なしとの回答が最も多かったです。

14ページをご覧ください。

同じく問16の⑤常に職場での実態把握に努めているについては、実施しているとの回答が41.6%と高くなっております。

問17のハラスメントが起こった場合の対応として難しいと感じるものについてですが、当事者の言い分が食い違うなど、事実確認が難しいとの回答が最も高くなっております。

VILGBTなどの性的少数者についてのうち、問18のLGBTという言葉の意味についてですが、言葉の意味を、よく理解しているが14.6%、だいたい理解しているが47.5%となっております。

15ページをご覧ください。

問19のLGBTへの配慮として取り組んでいることについてですが、少ないですが、採用活動におけるLGBTへの配慮、性別を問わないトイレ等職場環境の整備などを挙げられた事業所がありました。

最後に、問20では、ご意見、ご要望などをお聞きしており、寄せられたご意見等は、掲載したとおりです。

以上です。

小内会長

どうもありがとうございました。それでは、まだ速報ということで、企業意識 調査について何か確認などありましたらお願いいたします。あるいは、感想等で もいいです。お願いします。

赤川委員

誤植かなと思うのですけれども、9ページの問9の下に書かれている、アンケートに答えた方の言葉の下から3つ目、これ多分、場合によっては、ではないですか。

事務局

ご指摘ありがとうございます。こちらの方で訂正いたします。

小内会長

他にはどうでしょうか。やってみて、結局どうだったのでしょうか。江別市内の企業の意識はどうだったのか、男女共同参画に対してどうだったというふうにコメントできるものがないと、何となく結果がこうでしたみたいなだけになってしまうと思います。

事務局

今回、商工会議所のご協力をいただきながらアンケート調査をさせていただきまして、まず回収率につきましては、想定していたよりも、正直なところ良かったかなと思っております。これは、一度発送した後に、改めて商工会議所に、FAXで、回答いただけるようにというご協力のお願いしたところです。また、調査期間については、8月31日までと記載しておりますけれども、当初8月24日まででして、24日の最終日に、もう少し回答をいただければということで、市の方からすべての事業所にハガキで、改めて回答をお願いしたということで、トータルとして、200社を超える事業所からご回答をいただいたということで非常にありがたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、まだ速報ということで、分析云々というレベルにはなってはいませんけれども、我々も今回初めてアンケート調査をさせていただきまして、これは他のアンケートもそうですけれども、設問の仕方と言いますか、聞き方も非常に重要なのかなと思っております。聞き方によって回答も変わってくると思いますし、また、今回のこの表の見せ方と言いますか、これもお示

ししているのがすべてということではなくて、例えばこの見せ方についても、回答が無かったもの、無回答のものを除いた見せ方というのもあるとお聞きをしておりまして、このアンケート結果をどういうふうに見せていくかというところも、非常に重要なのかなと思っております。

最後の設問の意見なども見ていきますと、回答のしようがないと言いますか、 そういったところもやはり多々あったのかなと思っております。この辺は、やは り江別市内は中小企業が非常に多いこともあって、1人2人の事業所から百人単 位のところまでございますけれども、割合としては比較的人数の少ない企業が多 いということもあって、なかなかその思いと、例えばその職場、女性に対する配 慮と言いますか、そういった環境整備が、なかなか追いついていないというとこ ろもあろうかと思っております。

意識調査というところでは、例えば、最後のLGBTに関するところ、これは 14ページになりますけれども、間の18、このLGBTという言葉を知っているかということで、理解している、あるいはだいたい理解しているという回答が 6割超ということで、これについては、最近新聞でも報道されておりまして、そういった言葉というのは、少なくとも数年前と比べますと、市民の皆さんには、その言葉自体はよく知られてきているのかなとも思っております。

また、順序が逆になりますが、その上のハラスメントに関しては、その直前の 問17、当事者の言い分が食い違うなど、事実確認が難しいということで、これ は確かに、双方の立場、言い分があるということもありまして、こういった結果 を踏まえて、ではどうあったらいいのかということも、各事業所でも悩んでいらっしゃるのかなというふうに思います。そういったところでは、相談窓口といったところも市としては、啓発や周知をしていく必要があるのかなと思っております。

12ページの問14ワーク・ライフ・バランスを知っていますかというところでは、ここはいろいろ皆さんの思いがあるのかもしれませんけれども、結構市の中ではこのワーク・ライフ・バランスというのは浸透していると思っておりますけれども、この結果だけを見ますと、1番のよく理解している、2番のだいたい理解している、足して4割ちょっとということで、思ったより少ないかなと思っております。働き方改革ということもございますし、こういった視点で、我々市としてもこれから周知をしていく必要があると思っております。

まだ市からのコメントまではいってはいない部分もあるのですけれども、感想 レベルで申し訳ないですが、この結果を見ますと、そのような感じを受けており ます。

以上でございます。

小内会長

どうもありがとうございました。他に、何かご意見はありませんか。

赤川委員

今の回答にも関わるのですけれども、会長が質問なさったように、結局市としては考察的なものを出すのか出さないのか、そういうものをまとめていくのか。

それから、今お話のあったように、例えばワーク・ライフ・バランスのことについてもう少し解説したものを、その考察の中の下のほうに入れるだとか、相談窓口のことについて触れるだとか。

その他のところについて書かれており、すごい事業所だなと私が思ったのは、 WIIその他の問20、3つ目のところで、なかなか女性自身が希望される働き方と 一致しないと。それで結局この事業所は、結果の平等は難しいと。ただ、成功事 例があれば教えてほしいということが書かれているのです。こういうのはとても 大事な言葉だなと考えます。ですから、こういう事業所でこういうことをやって いますよとか、そういうことがバックされれば、それぞれの事業所の方が、自分 たちが回答したことに対する江別市の考え方が得られ、それから、回答しなかっ た、今回、ちょっと難しいな、ちょっと書けないな、忙しいな、などいろいろな 理由があると思うのですけども、そういうところも、他のところはこんなに答え ているのだとか、これだけ答えたのだなということも含めてこういう方法もある のだということを分かっていただくということ、それこそが、アンケートの意味 だと思うのです。ただ取りつぱなしは絶対だめだと思うので、何かやはり考察的 なもの、結果こうでしたよと断定的にものを言うというのは非常に難しいとは思 いますけれども、事業所の方も勉強になったな、今後参考になるなというものを、 ぜひ、バックしていただきたいなと。考察とまでは言わないかもしれないけども、 何かそういうものを示していただくということは、市として、アンケートを取っ た側としては必要ではないかなと考えます。これは個人的な考えです。 以上です。

小内会長

ありがとうございました。これについて、何か、市の方からありますでしょうか。

事務局

ただいまのご意見ですが、確かにこういったアンケートは、調査をしましてこういった結果でしたというだけでは、意味がないというのは重々承知しております。今回このアンケートについて、どこまで考察と言われるような部分を盛り込めるかというのは、少し検討させていただきたいと思っております。今回江別市で調査をする前段で、他の市でも、計画の見直しあるいは策定に当たって、同じようなアンケートをしているところがございましたので、そういったところにも確認をしているのですけれども、なかなか、これを踏まえてどうするのかというのは、例えば総合計画に盛り込むですとか、そういうところまでは、難しいのかなと思っているようなお話は聞いたことがございます。

ただ、いただいた回答は、先ほどお話もありましたけれども、回答いただけなかった事業所に対しても、今後その事業所にとってどうあったらいいのかというところの一助になるだろうと思っておりますので、もちろん、市としてこういった結果を踏まえて、いろいろな場面で、周知や啓発はしていくことに当然なろうかと思いますし、各企業において、今後男女共同参画が少しでも推進されるような取組を、具体的に検討していかなければならないと思っております。

今の段階で、こういった取組をしますということは申し上げられませんが、お話がありましたように、アンケートの取りっぱなしというのは決してよくないと承知しておりますので、その辺を踏まえて、今後対応していきたいと思っております。

以上でございます。

## 野田委員

似たような話ですけれども、実態はアンケートで分かってくるのですけれども、これを見ていくと、意識づくりを行う必要がありますとか、取り組んでいく必要がありますと、大体それで締めくくっています。多分、何年経とうが言葉遣いは変わらないのだろうと思うのですけれども、重点目標の中で、意識改革、重要なことは意識改革です、とあります。ではどう取り組んでいくのか、ではその取り組んでいる段階のところが、ここに3つ挙げてあれば、今お話があったのですけれども、やはり公表してもらう、行政の方で機会をつくって、発表の機会を取るとか、そういうようなことをしないと、広がっていかないだろうと。1つは、そういうのもあります。

それから、働く女性のための環境整備。結婚、出産、子育て、家事等様々な理由によりと書いてあるのですけれども、これもずっと文言は変わらないです。どういうふうに解決している人がいるのか、家庭があるのか、地域があるのか、ある程度はその方法なりを変えながら、外に出ていくのが女性だったり内に入るのが男性だったり、変わったりするところもあるのでしょうけれども、ではそれをどういうふうにしたらいいのか、家庭とかそういう意識づくりをどうするのか。

後は推進体制なのですけれども、ここにも書いてある庁内推進体制で、男女共同参画社会の実現をどう行政課題として、具体的に捉えるのか。

# 小内会長

すみません、次の議題の方に入っているのでしょうか。

#### 野田委員

調査の結果を公表して、機会をつくってもらう必要があるのだろうと思います。そのままでいけば、アンケートの集計結果で終わって、また目標値をクリア したかしないかで多分終わるだろうと思います。

以上です。

#### 小内会長

ありがとうございました。このアンケート調査の活かし方ということで、報告 書には記載されるというふうには言われていたのですけども、それは企業にはバックするということになるのですか。

#### 事務局

これにつきましては、825社だけということではなく、市としてこういった 結果ですということで公表していきたいと思っております。

# 小内会長

分かりました。ではその過程で、分析を更にされるということですね。219 と数が少ないので、区分けすると難しいところもあるのですけれども、その他を 読んでいるとやはり男しかいないとか、うちの家族しかいないとなるとちょっと 十把一絡げに単純集計だけするのは限界かなと思うので、せっかくなので、もう 少し丁寧に読んで、2つか3つぐらいのグループに分けて、こういうグループで は進んでいるけれども、こういうグループではさっぱりで、こういうグループで はそもそも女性がいないみたいな、そういうところまでやらないとなかなか見え ないかなとは思います。

#### 伊藤委員

私も小内会長と同じで、今ここをずっと見させていただきましたら、無回答がほとんどの問いに30件とか40件とかあります。それで、このその他のところを見ましたら、夫婦2人だけだとか、職種によって女性がいないとか、そういうところも結構あります。それと、このその他の中で、もう少し分かりやすいアンケート、目線を下げて分かりやすいアンケート内容を作ってくださいとあるのですけれども、LGBTだとか、ワークバランスだとか。

今小内会長がおっしゃったとおり、十把一絡げのような感じの内容なので、やはりもう少し職種によってはアンケート内容も変わってくるのではないかなと。 コメントを見ましたら、無回答が30件あって、同じ方たちだとは思わないですけれども、あまりにも多いのかなという感じは受けました。

# 小内会長

よろしいでしょうか。アンケートをよりよいものにしていく。アンケート分析ということで、できるだけ現実が分かるように、問題点も分かるような形に、クリアにしていただけたらなと思います。よろしいでしょうか。アンケートについて、企業意識調査結果について、何か他にご意見ありますでしょうか。

# 各委員

(なし)

# 小内会長

ないようでしたら、3番目、今日一番の議題になる訳ですけれども、江別市男 女共同参画基本計画の中間見直し(素案)について、協議に移りたいと思います。 これは章ごとに区切って確認していきますが、第2章は分量が多いため、基本 方針毎に確認していきたいと思います。

初めに、第1章基本的な考え方について事務局より説明願います。

#### 事務局

資料3江別市男女共同参画基本計画(平成26年度~35年度)中間見直し(素案)について、ご説明いたします。

初めに、資料全体についてご説明いたします。こちらの資料は、左側に見直し前である、現在の計画の内容を、右側に見直し後の文案を記載しております。

左右ともに、赤字下線部は、変更箇所を示しております。

また、年度の表記につきましては、来年 5 月に元号が変わる予定でありますことから、2019 年度は和暦である平成 31 年度と併記し、2020 年度以降は西暦のみの表記としております。

なお、ご持参いただいている冊子の計画書では、ところどころに、江別市男女

共同参画を推進するための条例の関連する条文を四角で囲んで掲載しております。例えば、計画書の5ページをお開きください。一番上に、条例の第14条と第16条を掲載しております。このように関連する条文につきましては、見直し後も同様に掲載する予定でおりますので、今回の資料からは割愛しております。

それでは、内容について、変更となる箇所を中心にご説明いたします。

1ページをご覧ください。

今回は現行の計画では、1つ目に策定の趣旨を記載しておりましたが、見直し 後は、右側に記載のとおり計画見直しの趣旨に変更いたします。

2段落目は、現行の計画の策定の趣旨を要約したものを、3段落目では、現在の男女共同参画の推進状況を、4段落目では、いわゆる女性活躍推進法に関する内容を記載いたしました。5段落目で、これらの国の状況や社会情勢の変化に応じ、中間見直しを行うことを記載しております。

その下、※印1は、本文中に記載した固定的性別役割分担意識という語句の注 釈になります。

次に、2計画の概要についてですが、(1)では、この計画の位置付けを説明しております。この計画は、男女共同参画基本法及び江別市男女共同参画を推進するための条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であること、えべつ未来づくりビジョン(第6次江別市総合計画)を推進するための個別計画であることに加え、今回の見直し後からは、女性活躍推進法の市町村推進計画を位置付けていることを明記しております。

2ページをお開きください。

イメージ図には、いわゆる女性活躍推進法を加えております。

- (2)計画の構成は、一箇所、文言修正をしており、今回の見直しでは、このような字句の修正や文言整理も行っております。
- (3)計画期間ですが、男女共同参画基本計画(平成26年度~35年度)の中間見直し後の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変化に応じ、必要な場合は再度見直しを行うことを記載しております。

第1章の説明は、以上です。

小内会長

それでは、今の第1章の説明について、ご意見ご質問があればお願いいたします。1章についてはございませんでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

それでは、第2章の方に移りますが、基本方針1について、事務局より説明を お願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

第2章基本方針1男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進についてですが、基本方針1は、女性活躍推進計画に該当いたします。

現行の計画では、男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担 意識の解消の重要性、性的指向や性同一性障害などによる不平等や偏見をなくす こと、男性にとっての男女共同参画を推進すること、子どもの頃から男女平等の 重要性を伝えることの必要性などを記載しております。

主な変更箇所といたしましては、右側の現状と課題の5行目、市民アンケート 結果、男性は仕事、女性は家事や育児と考える人の割合を、平成30年5月実施 の結果である32.4%に変更いたします。

同じく、現状と課題の6段落目、真ん中よりやや下にあります、さらに、人権 尊重の視点から、につきましては、これまでの表現を生かしつつ、性の多様性の 尊重などを盛り込みました。読み上げますと、さらに、人権尊重の視点から、性 の多様性を認め合い、尊重し合うまちづくりが求められており、国においても、 性的指向や性同一性障害について、第4次男女共同参画基本計画に明記されまし た。性別や年齢などによる不平等をなくすとともに、性の多様性を認め合い、誰 もが自分の能力を発揮し自分らしく生きることができる社会をつくることは重 要であり、そのための環境整備を行っていかなければなりません、としておりま す。

それに合わせて、主な取組に、性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT等の性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めます、と新たに加えております。

図につきましては、基本的には現行の図を最新のものに変えて掲載する予定ですが、一部差し替えも検討中です。次回の審議会で、図も入れた案をお示しいたします。

注釈につきましては、固定的性別役割分担の説明は第1章に移動したほか、新たに、LGBTという言葉の意味を掲載しております。

基本方針1の説明は、以上です。

小内会長

それでは、今のご説明について、質問や意見がありましたらお願いいたします。 性の多様性の問題について、新たに加えられたということですけれども、文言 も含めて誤解がないか、よろしいでしょうか。

各委員

(了)

小内会長

それでは、基本方針2の方をお願いします。

事務局

4ページをお開きください。

基本方針2政策や方針決定過程への女性の力を活かした政策の推進についてですが、基本方針2も、女性活躍推進計画に該当いたします。

現行の計画では、審議会等の女性の登用状況、江別市職員の女性割合、管理職

の女性割合などを記載しております。

右側の現状と課題では、審議会等の女性委員の登用率、江別市職員の女性職員の割合、管理職の女性割合を最新の数値に変更しております。

なお、前回の審議会で使用した資料で、審議会等の女性登用率の数値に誤りがあり、前回資料では25.7%としておりましたが、正しくは、今回の資料に記載しております、26.0%となります。

この他、現状と課題の下から5行目以降、江別市議会の女性の割合を掲載いたしました。

また、これまで、江別市役所の女性職員の活躍推進に向けた取組の必要性を記載しておりましたが、今回、新たに女性活躍推進計画に位置付けましたことから、市職員に限らず、市全体に向けて取組を進める必要性があるとの趣旨に変更しております。読み上げますと、政策や方針決定過程に、男女が社会の対等な立場で参画することは重要であることから、女性がさまざまな分野で、責任ある地位に就くことや重要な役割を担うことを促進するため、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを進める必要があります、としております。

これに合わせて、主な取組に、政策や方針決定過程に、男女が社会の対等な立場で参画することを進めるため、女性の人材育成を目的としたセミナーを開催するなど、女性の意識啓発に努めます、と加えております。

基本方針2の説明は、以上です。

小内会長

以上基本方針2について、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

現計画の最後2行、こうした状況を踏まえ、引き続き長期的な視野に立った人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境の整備など、女性職員の活躍を推進するための取組が必要です、を残しておいて、なお、に続いてもいいような気がします。必要ないでしょうか。主な取組のところに、もう1回出てくるというのもあるのですけれども。これを外して直した理由は何でしたでしょうか。

事務局

市職員に限定せずに、市全体に取り組みを進めるということで、含めたつもりです。市職員も含めて、最後の一段落を取り組んでいくという意図です。

小内会長

主な取組の2つ目に出てきていますけれども。本来、施策を進めていく本体が きちんと男女共同参画を進めていかないと、なかなか全市的に広がるということ はないと思いますので、そこは非常に重要なところだと思うのです。

他の方はどうでしょうか。これでよろしいでしょうか。主な取組の2つ目に入っているということで、現状と課題の方にあらゆる分野にしたということで。

事務局

今の会長のご意見ですが、現行の、一番下段のところ、市の管理職の女性割合は5.8%で云々、こうした状況を踏まえ、というのが、今の計画に入っています。それで、これをそのまま新しいところに入れ込もうとすると、赤線の、なおの前、管理職の登用は、男性の比率が大きく上回っています、そして、削ってし

まった、こうした状況を踏まえ、引き続き長期的な視野に立った、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境の整備など、女性職員の活躍を推進するための取組が必要です、とする。その後、なお、江別市議会における。このようなイメージでしょうか。

小内会長

そうですね。現状と課題にある、上回っていますというのは現状だけを言っている。それを受けて、最後の3行書き、政策のところへ。そこは、市の職員も含めてさまざまな分野で進める必要があるという意味で、それを課題として書いてあるということになりますね。

事務局

正直、どちらが分かりやすいでしょうか。

五十嵐委員

今おっしゃったように、そのまま載せておいてもいいのではないですか。

事務局

そのまま載せた方が分かりやすいですか。

五十嵐委員

こうした状況を踏まえ、取組が必要です、というところまでが、いわゆる市の話をしていますと。そして、なお、で方向が変わって、市議会の話になりますというのが、新しく入っているのですけれども。そうやってつながっていけば、やはり会長がおっしゃったとおり、大きく上回っています、それで、ということになってしまうと思うのです。ですので、こうした状況を踏まえて取組が必要だと考えていますというところはあった方が、納まりというか、見た感じもいいような気がします。こういう議論をしていると、それは主な取組のところに書いてあるということがおぼろげに分かってきますけれども、例えばこれを市民の方に出した時に、市は大きく上回っている、それでどうなのか、ということになってしまうのかなという気がします。

事務局

今ほどいただきましたご意見、これまでのこうした状況を踏まえという2行を、今回の見直し案の、なお、の前に持ってくるということについて、検討させていただき、次回審議会のときに改めてご説明させていただきたいと思っております。

なお、先ほど事務局から申し上げましたように、市の職員と市民にそれぞれ分けたということで、主な取組を、今回は3つにしておりますけれども、その前段の現状と課題について、今ほどの、これまでのこうした状況を踏まえの2行と、現状と課題の下から3行、これが若干重複した内容になるものですから、この辺の文言整理も含めて、検討させていただきたいと思っております。

小内会長

よろしいでしょうか。そのようにお願いしたいと思います。他にありますでしょうか。

野田委員

今年30年ですよね。今年3月31日現在、この数字が違うかなと思います。 先ほど説明していた、推進状況の29年度、9ページの上から4行目、女性議員の割合は、平成30年3月31日現在37%、今、A3版の資料3を見て、平成30年4月1日現在の女性議員の割合は、38.5%。これは同じですよね。違っていていいのですか。

事務局

今回の見直し案の方については、女性議員の割合は38.5%、平成30年6月1日現在としておりまして、これは現在もそうですけれども、江別市議会の議員定数27名の内、現在26名いらっしゃいまして、その内10名ということで、38.5%としています。実は、5月だったと思いますけれども、お一人の方が辞職をされまして、その当時は議員定数どおり27名いらっしゃったと。27名の内、10名が女性議員ということで、37%ということで割合が変わってきてございます。今回この見直し案の方は、最新の状況を掲載した方がよろしいのかなと思っておりまして、それで6月1日現在ということで38.5%という表記をしております。以上でございます。

小内会長

よろしいでしょうか。

野田委員

(了)

小内会長

他にご質問ありますでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

ないようでしたら、次に基本方針3の方に進みたいと思います。お願いします。

事務局

5ページをお開きください。

基本方針3就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進についてですが、基本方針3も、女性活躍推進計画に該当いたします。

現行の計画では、女性の年齢階級別労働力率が、30代から40代にかけて低くなる、いわゆるM字カーブについて、また、女性が働き続けられる環境整備などについて記載しております。

右側の現状と課題では、3段落目に、農業や自営業における課題を加えました。 次の4段落目、これまでは、勤労者の雇用環境を調査、とありましたが、こち らにつきましては、現在行っている雇用実態調査で使用している文言に改めてい ます。

下から3行目の最後の段落では、女性活躍推進法について改めて記載し、それに合わせて文章を書き換えております。

主な取組では、2つ目を変更しております。働きやすい環境づくりを進めるためには、企業にワーク・ライフ・バランスを啓発することは重要であると考え、

企業に向けてワーク・ライフ・バランスを推進するほかとの文言を加えたほか、 国の制度の事例を、仕事と介護・育児の両立支援の助成に変更いたしました。

注釈につきましては、今回新たに、ワーク・ライフ・バランスの説明を加えて おります。

基本方針3の説明は、以上です。

小内会長

それでは、基本方針3に対して、意見、質問があればお願いします。いかがで しょうか。

五十嵐委員

ちょっと言葉尻を捉えて申し訳ないですけれども、主な取組のところで、現計画で2段落目、また、企業に向けて女性が働きやすい環境づくりができるよう、事業所内保育所の助成など、国の制度等の情報の周知に努めます。これが、新しい方では、企業に向けてワーク・ライフ・バランスを推進するほか、仕事と介護・育児の両立支援の助成などとなっているのですけれども、これだと少し抽象的過ぎるので、事業所内保育所の助成というものがなくなったわけでなければ、これを入れておいた方が、具体的なものが見えるという意味ではいいのかなという気がするのです。仕事と介護・育児の両立支援の助成だと、それは果たしてどんなことかということになるので、せっかく、今の計画には、事業所内保育所の助成、1項目だけかもしれないけれども、具体的に、事業所内保育所に対して助成しますという具体なものがあるので、その具体は取らなくていいのではないか。もしそれに対する助成がなくなっているのであれば、これでいいですけれども、まだ残っているのであれば、それは取らない方が具体が見えていいのではないかなという気がするのです。

事務局

事業所内保育所の助成という制度は継続して残っております。江別市の方でも、その助成を使って、整備を進めてきまして、今一段落着いた状況だと担当課に確認しております。こちらに記載しました、仕事と介護・育児の両立支援の助成、新しい方で記載した文案ですけれども、こちらも、国の方で助成制度を設けているということがホームページを調べて分かりまして、今回掲載したところですが、ご指摘のように一般論の助成制度のようにも読み取れてしまいまして、少し抽象的にも見えてしまうのかなと思いますので、どちらも併記すると言いますか、事業所内保育所の助成ですとか仕事と介護・育児の両立支援ですとか、両方併記するという形をとった方がいいかなと思いました。

五十嵐委員

ちょっと書き方は難しいのかなとは思うのです。事業所内保育所の助成というのはおそらく仕事と育児の両立を支援するための助成なので、だぶってしまうのではないかなと思うのですけれども、カッコ書きでもいいですし、工夫していただいて、具体なのが1つとか2つあると、ああそういうことだねというようなことが、分かりやすいのかなと。この場合だと、仕事と介護、仕事と育児それぞれの両立支援の助成という意味で書かれているので、事業所内保育所の助成という

のは、仕事と育児の両立支援の助成という意味になって重複してしまうので、書き方が難しいかなとは思うのですけれども、工夫していただけたらありがたいなと思います。

事務局

ただいまいただきましたご意見につきましては、検討させていただきまして、 次回の審議会でお示ししたいと思います。

小内会長

具体的な制度の名称を書くと、また制度が途中で変わってしまうと面倒だなというのがありますけれども、検討していただければと。具体的に、介護の方もあれば、バランスがいいのですけれども。検討していただければと思います。

その他は、よろしいでしょうか。

伊藤委員

今お話しされている、主な取組のところですが、古い方に、女性が働きやすいまちづくりを進めるため云々とあるのですけれども、その後に関係法令やセクシュアル・ハラスメント、新しい方に等が付いているのですが、この等を付けたのは、この関係法令やセクシュアル・ハラスメントのことで等と付けているのでしょうか。

事務局

今までの計画では、関係法令やセクシュアル・ハラスメントの防止という表現でしたが、こちらに等を付けた理由としましては、アンケートの方でも少し出てきていましたが、ハラスメントの種類が、セクシュアル・ハラスメントだけではなくて、いわゆるパワハラですとか、マタハラと言われるものですとか、他にもありますので、セクシュアル・ハラスメントに限定しないという意味で、等を付けさせていただきました。

伊藤委員

その辺、これを読んで皆さん理解できるのかなと思いました。強いて言えば、なくても、旧のままでもいいような感じを私は個人的にさせていただきました。

五十嵐委員

セクシュアル・ハラスメントだけではないということを表記したいのであれば、各種ハラスメントの防止のようにするとどうでしょう。そういう言葉が適切かどうかというのは別として。旧のときはセクシュアル・ハラスメントに限定していますよね。今は、セクシュアル・ハラスメントだけではなくて、パワー・ハラスメントですとか、それこそ今言われたようなマタニティ・ハラスメントもあるので、それらも含めているのですということを言いたい。でも等があると、やはり、セクシュアル・ハラスメント等、ほか何かということになる。でもセクシュアル・ハラスメントだけではなく他のものもあるという表記にしたいのであれば、今委員がおっしゃったように、等ではなくて、前のほうに何か、セクシュアルというのを抜いて、各種ハラスメントというのはどうでしょうか。

小内会長

そこに注を付ければいいのではないですか。各種を説明する注を下に付けて

は。セクハラのほかに、パワハラやマタハラもとても重要なので、それを説明しておいた方がいいですよね。パワハラというのは上司が男女関係なく部下に圧力をかけるとか、マタハラといいうのは出産。今までもあったと思うのですけれども、そういうものを、注5のところ、各種ハラスメントとはこういうものがあるという説明を入れてもいいかもしれません。

事務局

今ほどいただきましたご意見、五十嵐委員の方から例えば各種ハラスメントということでお話がありました。例えばそのような表記にして、現在※にはセクシュアル・ハラスメントだけを記載しておりますけれども、そちらにパワハラ、マタハラですとか、そういったことも盛り込むですとか、そういった内容も含めて検討させていただきたいと思います。

小内会長

よろしいでしょうか。

堤委員

主な取組として、実際に江別市として、男女共同参画の中でパワハラまでを周知するという責任を負ってやっていくということになりかねませんよね。マタハラだったら分かります。女性にしかないので。それは男女共同参画という視点からよくないので周知するというのは分かりますし、セクハラも分かります。ただ、パワハラというのは、男女共同参画という視点とは少し違うのではないかなと思うのです。各種ハラスメントというものに、アルハラと言うのでしょうか、アルコール・ハラスメントですとか、モラハラとか、どこまでのハラスメントを含んでいるのかという話になるので、セクシュアル・ハラスメントという性的なハラスメント、性別によって起こるハラスメントを一番に周知・啓発していきますということではないでしょうか。

小内会長

その辺り、検討していただくということにいたしましょうか。

事務局

その点も含めて、検討させていただきたいと思います。

小内会長

そういう方向で、次回に持ち越しということでよろしいでしょうか。

各委員

(了)

小内会長

その他に、この基本方針3について、ご意見がありましたらお願いいたします。

各委員

(なし)

小内会長

ないようでしたら、基本方針4の方のご説明をお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

基本方針4子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進についてですが、基本方針4も、女性活躍推進計画に該当いたします。

現行の計画では、男女が共に安心して暮らしていくため、仕事と子育てや介護 などを両立することができるような環境の整備などについて記載しております。

右側の現状と課題の3段落目について、現行の計画に、さらに女性の社会進出が進むという表現がありますが、社会進出という言葉では、現状ではどれくらい進んでいるのか分かりにくいため、共働き世帯、専業主婦の世帯という具体的な記載に変更しております。

最後の段落につきましては、家庭生活における課題や必要なことを明確にした 文章に修正いたしました。啓発の必要性につきましては、これまでと同様に、主 な取組に記載しております。

主な取組の3つ目ですが、これまでの誰もが使える環境の整備について、子育 てと介護を分けて記載いたしました。読み上げますと、共働き家庭やひとり親家 庭など多様化するライフスタイルに対応し、仕事と家庭生活を両立できるよう子 育て支援を充実させるほか、高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備に努めま す、としております。

主な取組の下、関連計画につきまして、現行の計画では3つ挙げておりますが、 記載内容を現在検討しているところですので、次回の審議会でお示しいたしま す。

基本方針4の説明は、以上です。

小内会長

よろしいでしょうか。何か基本方針4でご意見があればお願いいたします。

主な取組について私の方から意見があります。主な取組に3つ挙がっていますが、3つ目がどちらかというと子育て支援の話になっているのですけれども、今介護の問題は、男性が仕事を辞めて介護をするとか、高齢化社会になる中で、老老介護とか難しくなってきているので、やはり主な取組にもう一つ、介護の部分でも付け加えた方がバランス的にはよろしいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

事務局

最後の3つ目の文ですけれども、仕事と家庭生活を両立できるよう子育て支援を充実させるほか、というこちらの方は子育て支援をはっきり明記しておりまして、後段の方がそういった介護も含めて、高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備に努めますとしたところです。

小内会長

ちょっとニュアンスが違いますけれども。介護労働。子育てや介護など、介護 も女性負担になっているところがありますし、逆に男性1人だとなかなか小さい 時から家事・育児をやっていない中で介護はいろいろ大変だというところがある と思うのです。

他に何かご意見ないでしょうか。よろしいですか。

各委員

(なし)

小内会長

少し検討していただければと思います。介護労働には男女共同参画という視点も入れてほしいなと思います。

基本方針4で、他にございますか。

各委員

(なし)

小内会長

ないようでしたら、基本方針5の方に入りたいと思います。

事務局

7ページをお開きください。

基本方針5あらゆる暴力根絶の取組についてですが、現行の計画では、DVやストーカーなどの被害の状況、あらゆる暴力根絶のための対応の必要性などについて記載しております。

現状と課題の4段落目、現行では、インターネットや携帯電話の普及という表現でしたが、見直し案では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりという、時勢を反映させたものに変更いたしました。

主な取組では、2つ目、現行の計画の、DV被害が児童虐待へ発展することのないよう、という表現につきまして、昨年度の審議会におきまして、堤委員から、DVを子どもの前で見せるということ自体が心理的虐待に当たるというご指摘をいただいておりましたことから、見直し後は、子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待にあたることから、関係機関の連携強化に努めます、に改めております。

また、啓発、関係機関との連携のほかに取り組むこととして、3つ目に、市民 アンケートによると被害者のうち相談窓口を知らなかったという人もいるため、 相談窓口の周知を加えております。

注釈につきまして、一番下に、SNSの説明を加えております。

基本方針5の説明は、以上です。

小内会長

以上、基本方針5について、何かご意見ありますでしょうか。堤委員、どうでしょうか。

堤委員

この書きようであれば、僕が指摘した部分の、面前DVというのは児童虐待になるので、そういうふうに読み取れるのではないかなと思います。

小内会長

その、児童虐待にあたることから、関係機関の連携強化に努めますというのは 何か妙な感じがしますね。

堤委員

書きようとしてはそうですけれども。ただ、上手く書きにくいですね。

小内会長

それが理由になるのかなという。

堤委員

どう書けばいいですかね。

小内会長

元の表現は確かに間違いだと思うので。そういうことも含めて、きちんと対応 する必要があるということですよね。

堤委員

そうです。

小内会長

他の方はどうでしょうか。あとは修正とかソーシャル・ネットワーキング・サービスとかが重要になってくるのではないかなと思います。特にございませんでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

では、基本方針6の方に移りたいと思います。お願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

基本方針6生涯にわたる男女の健康支援についてですが、現行の計画では、特に女性は女性特有の様々な問題を心身に抱え込むことが多いため、性と生殖に関する健康と権利、生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があることなどを記載しております。

右側の現状と課題では、3段落目に、性と生殖に関する健康と権利に関連して、3段落目に、人工妊娠中絶数と性感染症の現状について記載いたしました。

また、健康に関する江別市の現状として、昨年4月に、健康都市えべつを宣言したことを記載しております。

主な取組としては、1つ目について、産む産まない権利に限定せず、性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透を図ることを記載いたしました。2つ目では、乳がん・子宮頸がんといった、女性特有の病気の早期発見するための検診の重要性を、3つ目では、性別や年齢を問わず、健康づくりを進めることを記載いたしました。

基本方針6の説明は、以上です。

小内会長

それでは、基本方針6について何かご意見ご質問があればお願いいたします。

堤委員

現状と課題の中の、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の※9は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの後に付くのではないでしょうか。

事務局

ご指摘ありがとうございます。※の位置、こちらは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツも含めたすべての部分の注釈にあたりますので、※を後ろに修正いたします。

小内会長

他に何かご意見ありますでしょうか。かなり付け加えられて、具体的で分かり やすくなっております。よろしいでしょうか。

各委員

(了)

小内会長

それでは、最後の基本方針7について、説明をお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

基本方針7男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備についてですが、現行の計画では、東日本大震災における事例、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に女性が参画できる仕組み、女性自身の意識改革の必要性などを記載しております。

右側の現状と課題では、先日発生した、北海道胆振東部地震の際、当市において避難所を開設したことを加えました。

主な取組につきましては、現行の計画にある、女性の目線を重視した対策をより分かりやすくするよう、表現を改めました。読み上げますと、防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画拡大を進めるとともに、女性の目線を重視した備蓄や避難所運営訓練の実施、防災知識の啓発など通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます、としております。

基本方針7の説明は、以上です。

小内会長

この基本方針7について、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

堤委員

今回、実際避難所を開設しましたという文言があるのですけれども、開設してみて、女性の目線を踏まえた避難所運営というのはできたのでしょうか。ちょっと話がそれてしまうのですけれども。

事務局

今回、震度 5 強の地震に被災して、江別市では 6 箇所避難所を開設しております。この 6 箇所、1 日最大で 5 1 9 名の避難者がいらっしゃったと聞いておりますけれども、現在市の危機対策の方で、検証を進めているところでございます。 実際にどういった検証になるのかは我々もまだ聞いておりませんけれども、避難所の運営に当たっては、これは江別市に限らずに、基本的に、全国的に避難所の運営というのは自治会ですとか自主防災組織という避難者の方で自主的に運営されるのがまず基本ということは、広く言われていると思いますけれども、今回、江別市で開設をした避難所については市職員が運営したというのが実態です。

市としても、市内自主防災組織、自治会の、非常に多くのところで、毎年のよ

うに何十件と訓練を実施しておりまして、その際には、自治会の役員の方ですとか、自主防災組織の方々が、自主的に運営するという訓練を行っていただいているという実態はございますけれども、今回の避難所運営に当たっては、実際に、 先ほど申し上げましたように、職員ということになっておりまして、その避難所 運営のあり方についても検証の対象になってくるのかなと思います。

男女共同参画の視点からと言いますと、今回その避難所には保健師も各避難所に配置しておりますが、実際に行って、女性のニーズ、例えば粉ミルクですとか、そういったもののニーズなどを把握したと聞いておりますけれども、課題はあろうかと思っております。

この計画の中にどこまで盛り込むというのは正直なかなか難しいかと思いますけれども、防災については、地域防災計画というのを防災会議で定めておりまして、その中にも、男女の視点というのは含まれておりますので、そちらの方でも重点的に取り組んでいくのだろうと思います。ですので、この計画の中でどこまでというのは正直難しいのかなと思っております。

以上でございます。

小内会長

他の方はどうでしょうか。

五十嵐委員

男女共同参画ということで、男女共同参画審議会の中で先ほど、アンケートの ところで出ましたけれども、LGBTの関係のところなのですが、災害が発生し て避難所に避難しなければならなくなったときの、LGBTの方のことです。ど こまで、ここの計画に入れなければいけないということは全くないのですが、入 れなくてもいいというのもおかしいのですけれども。おとといLGBTに関係す る集まりがあって、札幌の避難所でその問題が、現実に出たようですね。この計 画の話とはずれるのかもしれないですけれども、例えば、T、トランスの方、身 なりは男性、けれども心は女性ですとなると、女性の方からはあの人男性でしょ うと。また、避難所を運営される方からも、あなたは男性ですよね、男性のトイ レを使ってくださいというような指摘があったと、現実に札幌の避難所であった という話を聞きました。そういう点についても、冊子とかこういうものに明記し てほしいということではないですが、避難所を運営される方にはいろいろな方が いらっしゃると思いますから、運営される方への啓発を、そういうことも現にあ ったので、市のご担当の方には、頭に入れておいてほしいと言いますか、どこか に、心の隅にでも留めておいて、もし避難所の運営ですとか、備蓄ですとか、訓 練とかをするときに、一言そういうようなことを添えておいていただければいい のかなと思います。

事務局

避難所の運営につきましては、今トイレの話がありましたけれども、様々な点で課題があろうかと思っております。LGBTの方々に対しての配慮ですとか、そういったところについては、今後の訓練のあり方も含めて危機対策室に申し伝えておきたいと思います。

以上でございます。

小内会長

ほかは、どうでしょうか。主な取組の1つ目に今回の地震の総括をする、男女 共同参画の視点できちんと総括すると言って、そのうえで、そういう防災体制づ くりをする、努めますという方が、リアリティがあるかなと思ったのですけれど も。どうでしょうかね。

事務局

確かに、おっしゃるとおり、今回のことを踏まえてというのがより実態に即していると思う部分もありますけれども、総括についてはまだ現状行っている最中ではないかと考えておりまして、そこまでの部分は盛り込めるのかなと思っております。検証の進捗がどれだけかというところまでは把握しておりませんけれども、例えば2年前、北海道に初めて3つの台風が上陸した際にもそれなりに市としては一定程度対応したということもあります。さらに、その前には、大雨による断水ということで、非常に多くの市民の方に影響を与えたということもございます。その際にも、検証に当たっては、非常に時間も要したということもございまして、今回最大の震度、これまで震度4が最高でしたけれども、5強ということもございまして、これは本当にここに書いてありますように、近年は、まれに起こるということではなく、毎年のようにどこかで起こるというような感じにもなっておりますので、そういった意味では、きちんとした検証結果を踏まえたものがここに盛り込まれればいいのかなと思っておりますが、その検証にはもう少し時間がかかるのではないかと思っております。

以上でございます。

小内会長

他にどうでしょうか。ないようでしたら、基本方針1から7でもし言い忘れた こととかがあればお願いいたします。

各委員

(なし)

小内会長

ないようでしたら、次の第3章の方にいきたいと思います。重点項目の考え方 というところ、よろしくお願いいたします。

事務局

10ページをお開きください。

第3章重点項目の考え方についてですが、2つの重点項目と4つの数値目標の項目は変えないことを前回の審議会で確認されておりましたので、重点項目1は、男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進のままでございます。

現行の計画に記載している意識改革などにつきましては、引き続き重要である と考えておりますことから、市民アンケートの数値を最新の結果に変更したほか は、特に記載内容を変更しておりません。

主な取組につきまして、これまで単語で記載しておりましたが、具体的に何を

取り組むのか分かりやすくするため、文章で記載しております。なお、ここでの 内容につきましては、3ページ目の、基本方針1の主な取組と同様としておりま す。

次に、重点項目2の働く女性のための環境整備についてですが、本文に、女性 活躍推進法について、再度明記しております。

主な取組につきましては、重点項目1と同様に、文章で記載して、具体的な取り組みが分かりやすいようにしております。

11ページをお開きください。

数値目標についてですが、見直し案では、計画策定時、現状値、目標値と3つに分けて記載しております。

目標値についてですが、前回の審議会におきまして、五十嵐委員から、目標値 を男女別に分けてもいいのではないか、とのご意見をいただきました。

そこで、それぞれの2023年度までの目標値ですが、1地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合は、全体で55.0%以上、男性が60.0%以上、女性が50.0%以上としております。2家庭生活で男女が平等だと思う人の割合は、全体で55.0%以上、男性が65.0%以上、女性が50.0%以上、女性が50.0%以上、男性が50.0%以上、女性が40.0%以上としております。4男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合は、全体、男性、女性ともに85.0%以上としております。

第3章重点項目の考え方の説明は、以上です。

小内会長

それではこの重点項目の考え方について、ご意見ご質問があればお願いします。

堤委員

重点項目2の主な取組の中点の2つ目、子育で情報の提供や待機児童対策と書いてあるのですけれども、江別市として独自の待機児童対策は、今どのようなものをされているのか。あまり聞かないのですが、江別市独自のものは、ありましたでしょうか。

小内会長

待機児童自体はいるのですよね。分からないですが。いるから書いているので すよね。

堤委員

少しいると聞いたことあります。

事務局

江別市の待機児童対策としましては、先ほどお配りした資料1江別市男女共同 参画基本計画の推進状況の45ページ、こちらにある取組となっております。地域型保育事業における小規模保育と事業所内保育を待機児童解消対策事業と位置付け、保育事業を実施するというふうに報告を受けておりまして、市独自という訳ではなく、国の制度に沿って行っているものになります。

堤委員

分かりました。ありがとうございます。この書きようだと、江別市独自でされているのかなと思い、江別市もそこまで力を入れているのだと思ったのですけれども、国の制度に則ってということですね。ありがとうございます。

小内会長

他の方どうでしょうか。2つの重点項目はよろしいですか。

各委員

(なし)

小内会長

よろしいでしょうか。今回企業の調査もしていますので、企業に対する啓発も、制度を周知する以外にも必要かなと思うところもありますが、いいでしょうか。 あと、数値目標については、前回も話し合っておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、最後の推進体制の方に行きたいと思いますので、第4章の説明をお 願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

第4章推進体制についてですが、当市において、男女共同参画を推進していく ための体制について記載しており、1から5まで、特に変更はありません。

第4章推進体制の説明は、以上です。

小内会長

変更なしということで、5点ありますが、これについて、何かご意見ご質問はありますでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

よろしいでしょうか。それではこれで一通り終わりましたけれども、全体を通じて、確認などがありましたら、ここでお願いいたします。

各委員

(なし)

小内会長

それでは、今後の進め方について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

本日、非常に貴重なご意見をいただきました。いただきましたご意見を基に、 さらにこの中間見直し (素案) を精査いたしまして、次回の審議会で、改めて案 をご説明したいと思っております。次回審議会で確認いただいた内容をもって、 次はパブリックコメントを実施しようと考えております。よろしくお願いいたし ます。 小内会長

今説明のありました進め方につきまして、何か質問ご意見などありますでしょうか。

各委員

(なし)

小内会長

それでは、そのような形で今後進めていただきたいと思います。

では、3その他の江別市男女共同参画セミナーについてというところで、事務局より説明をお願いします。

事務局

前回の審議会では、9月9日に開催予定の男女共同参画セミナーの参加者を取りまとめていただきましたが、9月6日に北海道胆振東部地震が発生し、予定していた会場が使用できなくなりましたことから、9月9日の開催は中止とさせていただきました。お申込みいただいていた方には、ご迷惑をお掛けいたしました。その後、再度講師と日程調整などを行いまして、10月20日に延期して開催することとなりましたので、概要をお伝えいたします。

10月20日土曜日、午後1時半から、市民会館37号室で開催します。内容に変更はなく、講演は、午後1時半から午後3時まで、テーマは、多様な性を生きる~LGBTってなに??~、また、ワークショップは、午後3時15分から午後4時15分まで、テーマは、参加者の皆さんとの意見交流です。

既にお申込みをいただいている方もいらっしゃいますが、この場で改めて、ご 出席いただける方を確認したいと思いますので、お願いいたします。

小内会長

ただいま、事務局の方から説明がありましたけれども、延期になって10月20日に開催される、講演とワークショップ、それぞれ、挙手をしていただきたいと思うのですけれども、現時点で、講演の方に参加できる方は、手を挙げてください。既に申し込まれている方も、念のために挙手をしていただければと思います。

各委員

(挙手7名)

小内会長

続きまして、3時15分から講演の後にワークショップが開かれるのですけれ ども、そちらに参加可能な方はどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

各委員

(挙手2名)

小内会長

2名ですね。出席できる方につきましては、10月20日、何事もなく開催されることを願っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

その他、委員の方から、何かございますか。

各委員

(なし)

小内会長	ないようでしたら、事務局の方から、何かありますでしょうか。
事務局	(なし)
小内会長	他にないようでしたら、これで第3回江別市男女共同参画審議会を閉会したい と思います。大変長時間にわたり、ご苦労様でした。